

# 一般粉じん発生施設等 取扱いの手引き

平成19年11月22日

札幌市環境局環境都市推進部環境対策課

## はじめに

本手引書は、「大気汚染防止法」、「札幌市生活環境の確保に関する条例」に基づく一般粉じん発生施設及び「北海道公害防止条例」に基づく粉じん発生施設を設置される工場・事業場の皆様に、届出を要する施設の規模・能力や、施設を設置する上で遵守しなければならない構造等の基準などの概要を取りまとめたものです。

本書や関係法令についてご不明な点がございましたら下記までお問い合わせいただきますようよろしくお願い致します。

札幌市環境局環境都市推進部環境対策課

電話：011-211-2882

ファックス：011-218-5108

## 目次

- 1. 届出が必要な工場、事業場・・・・・・・・・・・・・・・・・・P 1
  - 2. 届出の種類・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P 6
  - 3. 届出方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P 7
- 資料 記載例

## 1. 届出が必要な工場、事業場

次に掲げる一般粉じん発生施設等を設置しようとする場合、又は設置している場合は、札幌市長に届け出なければなりません。  
また、それぞれ右欄に掲げる構造並びに使用及び管理に関する基準を遵守しなければなりません。

### ○ 大気汚染防止法

一般粉じん発生施設及び構造等の基準（大気汚染防止法施行令別表第2、同法施行規則別表第6）

項	種	類	規	模	・	能	力	構	造	並	び	に	使	用	及	び	管	理	に	関	す	る	基	準	
1	コークス炉		原料処理能力が1日当たり50トン以上であること。				50																		1. 装炭作業は、無煙装炭装置を設置するか、装炭車にフード及び集じん機を設置するか、又はこれらと同等以上の効果を有する装置を設置して行うこと。 2. 窯出し作業は、ガイド車にフードを設置し、及び当該フードからの一般粉じんを処理する集じん機を設置するか、又はこれと同等以上の効果を有する装置を設置して行うこと。ただし、ガイド車の軌条の幅が狭いこと等によりガイド車にフードを設置することが著しく困難である場合は、防じんカバ一等を設置して行うこと。 3. 消火作業は、消火塔にハールドル、フィルター又はこれらと同等以上の効果を有する装置を設置して行うこと。

項	種	類	規 模 ・ 能 力	構 造 並 び に 使 用 及 び 管 理 に 関 する 基 準
2	鋳物 (コークスを含み、石綿を除く。以下同じ。) 又は土石の増積物		面積が <b>1,000</b> 平方メートル以上であること。	一般粉じんが飛散するおそれのある鋳物又は土石を増積する場合は、次の各号の一に該当すること。 1. 一般粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。 2. 散水設備によって散水が行われていること。 3. 防じんカバーでおおわれていること。 4. 薬液の散布又は表層の締固めが行われていること。 5. 前各号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。
3	ベルトコンベア及びビケットコンベア (鋳物、土石又はセメントの用に供するものに限り、密閉式のものを除く。)		ベルトの幅が <b>75</b> センチメートル以上であるか、又はビケットの内容積が <b>0.03</b> 立方メートル以上であること。	一般粉じんが飛散するおそれのある鋳物、土石又はセメントを運搬する場合は、次の各号の一に該当すること。 1. 一般粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。 2. コンベアの積込部及び積降部にフード及び集じん機が設置され、並びにコンベアの積込部及び積降部以外の一般粉じんが飛散するおそれのある部分に第 <b>3</b> 号又は第 <b>4</b> 号の措置が講じられていること。 3. 散水設備によって散水が行われていること。 4. 防じんカバーでおおわれていること。 5. 前各号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。
4	破碎機及び摩砕機 (鋳物、岩石又はセメントの用に供するものに限り、湿式のもの及び密閉式のものを除く。)		原動機の定格出力が <b>75</b> キロワット以上であること。	次の各号の一に該当すること。 1. 一般粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。 2. フード及び集じん機が設置されていること。 3. 散水設備によって散水が行われていること。 4. 防じんカバーでおおわれていること。 5. 前各号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。
5	ふるい (鋳物、岩石又はセメントの用に供するものに限り、湿式のもの及び密閉式のものを除く。)		原動機の定格出力が <b>15</b> キロワット以上であること。	1. 一般粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。 2. フード及び集じん機が設置されていること。 3. 散水設備によって散水が行われていること。 4. 防じんカバーでおおわれていること。 5. 前各号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。

## ○札幌市生活環境の確保に関する条例

一般粉じん発生施設及び構造等の基準（札幌市生活環境の確保に関する条例施行規則第5条、第24条）

種 類	規 模 ・ 能 力	構 造 並 び に 使 用 及 び 管 理 に 関 す る 基 準
鉱物（コークスを含み、石綿を除く。） 又は土石の堆積場	面積が500平方メートル以上 1,000平方メートル未満	次の各号のいずれかの措置が講じられていることとする。 (1) 一般粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。 (2) 散水設備によって散水が行われていること。 (3) 防じんカバーで覆われていること。 (4) 薬液の散布又は表層の締固めが行われていること。 (5) 前各号の措置と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。

# ○北海道公害防止条例

## 粉じん発生施設（北海道公害防止条例施行規則別表第2、第8）

項	種	類	規模・能力	構造並びに使用及び管理に関する基準
1	原材料等置場（鉱物及び土石の堆積場を除く。）		面積が1,000m <sup>2</sup> 以上であること。	粉じんが飛散するおそれのある場合は、次の各号の一に該当すること。 (1) 粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。 (2) 散水設備によって散水が行われていること。 (3) 防じんカバーで覆われていること。 (4) 表層の締め固めが行われていること。 (5) 前各号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。
2	ベルトコンベア及びシケットコンベア（密閉式のものを除く。）		鉱物、土石又はセメントの用に供するものにあつては、ベルトの幅が75cm未満であるか、又はシケットの内容積が0.03m <sup>3</sup> 未満であること。	粉じんが飛散するおそれのある場合は、次の各号の一に該当すること。 (1) 粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。 (2) 積込部及び積降部にフード及び集じん機が設置され、並びに積込部及び積降部以外の粉じんが飛散するおそれのある部分に第3号又は第4号の措置が講じられていること。 (3) 散水設備によって散水が行われていること。 (4) 防じんカバーで覆われていること。 (5) 前各号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。
3	破砕機及び摩砕機（鉱物、岩石又はセメントの用に供するものに限る、湿式のもの及び密閉式のものを除く。）		原動機の定格出力が75KW未満であること。	次の各号の一に該当すること。 (1) 粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。 (2) フード及び集じん機が設置されていること。 (3) 散水設備によって散水が行われていること。 (4) 防じんカバーで覆われていること。 (5) 前各号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。
4	ふるい（鉱物、岩石又はセメントの用に供するものに限る、湿式のもの及び密閉式のものを除く。）		原動機の定格出力が15KW未満であること。	
5	分級機（鉱物、岩石又はセメントの用に供するものに限る、湿式のもの及び密閉式のものを除く。）			

項	種	類	規	模	・	能	力	構	造	並	び	に	使	用	及	び	管	理	に	関	す	る	基	準	
6	セメントサイロ及びセメントホッパー(セメント製品の製造の用に供するものに限り、密閉式のものを除く。)																							粉じんが飛散するおそれのある場合は、次の各号の一に該当すること。 (1) 粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。 (2) 原材料の投入部及び取出部にフード及び集じん機が設置され、並びに投入部及び取出部以外の粉じんが飛散するおそれのある部分が粉じんカバーで覆われていること。 (3) 前各号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。	
7	製粉機(食料品の製造の用に供するものに限り、密閉式のものを除く。)		原動機定格出力が7.5KW以上であること。																					次の各号の一に該当すること。 (1) 粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。 (2) フード及び集じん機が設置されていること。 (3) 前各号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。	
8	乾式繊維板製造施設及び削片製造施設並びにチップパー(木材、木製品又は家具製造の用に供するものに限る。)		チップパーにあつては、原動機の定格出力が2.25KW以上であること。																						
9	混合施設及び調合施設並びに包装施設(農薬の製造の用に供するものに限る。)																								粉じんが飛散するおそれのある場合は、次の各号の一に該当すること。 (1) 粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。 (2) 原材料の投入部及び取出部にフード及び集じん機が設置され、並びに投入部及び取出部以外の粉じんが飛散するおそれのある部分が粉じんカバーで覆われていること。 (3) 前各号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。
10	ミキシングローラー(ゴム製品の製造の用に供するものに限る。)																								次の各号の一に該当すること。 (1) 粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。 (2) フード及び集じん機が設置されていること。 (3) 前各号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。

## 2. 届出の種類

根拠条文	届出の種類	備考	様式
大 防 法	第18条 第1項	一般粉じん発生施設を設置するとき、 <u>工事实施の事前</u> に届け出が必要 です。	様式 第3
	第18条の2 第1項	法改正等で、新たに、一般粉じん発生施設が追加されたときに、既に 該当する施設を設置している場合は、 <u>30日以内</u> に届け出が必要です。	
	第18条 第3項	一般粉じん発生施設の構造、使用方法、処理の方法を変更するときは、 <u>工事实施の事前</u> に届け出が必要です。	
市 条 例	第45条 第1項	一般粉じん発生施設を設置するとき、 <u>工事实施の事前</u> に届け出が必要 です。	様式 9
	第46条 第1項	条例改正等で、新たに、一般粉じん発生施設が追加されたときに、既 に該当する施設を設置している場合は、 <u>30日以内</u> に届け出が必要で す。	
道 条 例	第47条 第1項	一般粉じん発生施設の構造、使用方法、処理の方法を変更するときは、 <u>工事实施の事前</u> に届け出が必要です。	第2号 様式
	第25条	粉じん発生施設を設置するとき、 <u>工事实施の60日前</u> までに届け出 が必要です。	
	第26条	条例改正等で、新たに、粉じん発生施設が追加されたときに、既に該 当する施設を設置している場合は、 <u>30日以内</u> に届け出が必要です。	
	第27条	粉じん発生施設の構造、使用方法、管理の方法及び粉じんの処理の方 法を変更するときは、 <u>工事实施の60日前</u> までに届け出が必要です。	
大 防 法・市 条 例・道 条 例	法第18条の 13第2項 市条例第48条 道条例第30条	以下の変更があったときは、変更後 <u>30日以内</u> に届け出が必要です。 1 届出者の氏名、名称及び住所、法人にあってはその代表者 2 工場、事業場の名称及び所在地	共通 様式
	道条例第30条	一般粉じん発生施設等の使用を廃止したときは、 <u>廃止後30日以内</u> に 届け出が必要です。	
	法第18条の 13第2項 市条例第49条 道条例第31条	一般粉じん発生施設等を譲り受け、又は、借り受けたときは、 <u>承継後 30日以内</u> に届け出が必要です。	

### 3. 届出方法

(1) 大気汚染防止法に基づく一般粉じん発生施設設置・使用届出

#### ア 届出事項

- ・ 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- ・ 工場又は事業場の名称及び所在地
- ・ 一般粉じん発生施設の種類
- ・ 一般粉じん発生施設の構造
- ・ 一般粉じん発生施設の使用及び管理の方法

#### イ 提出書類

- ・ 様式第3
- ・ 一般粉じん発生施設の配置図
- ・ 一般粉じんを処理し、又は一般粉じんの飛散を防止するための施設の配置図
- ・ 一般粉じんの発生及び一般粉じんの処理に係る操業の系統の概要を説明する書類

#### ウ その他

- ・ 届出をしなかったり、虚偽の届出をした場合は、20万円以下の罰金に処せられることがあります。(大気汚染防止法第35条)
- ・ 届出書の正本にその写し1部を添えて提出してください。
- ・ 一般粉じん発生施設の構造、使用及び管理の方法を変更する場合は「一般粉じん発生施設変更届出書」を提出してください。(様式第3)

(2) 札幌市生活環境の確保に関する条例に基づく一般粉じん発生施設設置・  
使用届出書

ア 届出事項

- ・ 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- ・ 工場等の名称及び所在地
- ・ 一般粉じん発生施設の種類
- ・ 一般粉じん発生施設の構造
- ・ 一般粉じん発生施設の使用及び管理の方法

イ 提出書類

- ・ 様式9
- ・ 一般粉じん発生施設の配置図
- ・ 一般粉じんを処理し、又は一般粉じんの飛散を防止するための施設の配置図
- ・ 一般粉じん発生施設及び一般粉じんの飛散防止のための施設の構造及びその主要寸法を記入した概要図

ウ その他

- ・ 届出をしなかったり、虚偽の届出をした場合は、10万円以下の罰金に処せられることがあります。(札幌市生活環境の確保に関する条例第131条)
- ・ 届出書の正本にその写し1部を添えて提出してください。
- ・ 一般粉じん発生施設の構造、使用及び管理の方法を変更する場合は「一般粉じん発生施設変更届出書」を提出してください。(様式9)

### (3) 北海道公害防止条例に基づく粉じん発生施設設置・使用届出書

#### ア 届出事項

- ・ 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- ・ 工場等の名称及び所在地
- ・ 粉じん発生施設の種類
- ・ 粉じん発生施設の構造及び使用の方法
- ・ 粉じんの処理の方法及び粉じん発生施設の管理の方法
- ・ 資本金額又は出資金額
- ・ 就業者数
- ・ 事業内容
- ・ 操業期間及び作業時間
- ・ 敷地面積及び建築面積

#### イ 提出書類

- ・ 別記第2号様式
- ・ 工場等及びその付近の見取図
- ・ 粉じん発生施設の設置場所及び粉じんを処理し、若しくはその飛散を防止するための施設の設置場所を示す図面
- ・ 粉じんの発生及び粉じんの処理に係る操業の系統の概要を説明する書類

#### ウ その他

- ・ 届出書を受理したときは、札幌市長が受理書を交付します。
- ・ 届出をしなかったり、虚偽の届出をした場合は、10万円以下の罰金に処せられることがあります。(北海道公害防止条例第86条)
- ・ 届出書の正本にその写し1部を添えて提出してください。
- ・ 粉じん発生施設の構造及び使用の方法、粉じんの処理の方法及び粉じん発生施設の管理方法を変更する場合は「粉じん発生施設変更届出書」を提出してください。



# < 記載例 (法) >

## 様式第 1

### 一般粉じん発生施設設置 (~~使用、変更~~) 届出書

該当しないものを線で消してください

平成 年 月 日

(あて先) 札幌市長

〒100-0000

届出者 住所 東京都千代田区霞ヶ関 丁目 番号  
氏名 株式会社かんきょう 代表取締役 環境花江

(法人にあっては名称及び

代表者(代理者)印を使用してください。(丸印)  
(会社印ではありません)

03 - -  
〒060-0000

支店長、工場長などの代理者に届出を行わせる場合は、上段に代表者、下段に代理者を記載してください。(この場合は委任状が必要です。また押印は代理者が行ってください。)

該当しないものを線で消してください

札幌市中央区北1条西2丁目 番号  
株式会社かんきょう 札幌支店 支店長 札幌みどり  
011 - -



大気汚染防止法第18条第1項 (~~第18条第3項、第18条の2第1項~~) の規定により、一般粉じん発生施設について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称	株式会社かんきょう 札幌工場	※整理番号	
工場又は事業場の所在地	札幌市中央区北1条 西2丁目 番号	※受理年月日	年 月 日
一般粉じん発生施設の種類	第1項 コークス炉 第2項 堆積場 第3項 ベルトコンベア 第5項 ふるい	※施設番号	
一般粉じん発生施設の構造 並びに使用及び管理の方法	別紙1から別紙4 のとおり。	※審査結果	
		※備考	

- 備考 1 一般粉じん発生施設の種類のカラムには、大気汚染防止法施行令別表第1に掲げる項番号及び名称を記載すること。
- 2 ※印のカラムには、記載しないこと。
- 3 変更届出の場合には、変更のある部分について、変更前及び変更後の内容を対照させること。
- 4 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本工業規格A4とすること。
- 5 氏名(法人にあってはその代表者の氏名)を記載し、押印することに代えて、本人(法人にあってはその代表者)が署名することができる。

別紙1

一般粉じん発生施設(コークス炉)の構造並びに使用及び管理の方法

工場又は事業場における施設番号		1	当該事業場等における施設番号を通し番号で記載してください。
名称及び型式		コークス炉 式	
設置年月日		年 月 日	年 月 日
着手予定年月日		年 月 日	年 月 日
使用開始予定年月日		年 月 日	年 月 日
規模	原料の処理能力(t/日)	t / 日	使用届出時のみ記載してください。
	炉室数		
	炭化時間(h)	h	
装炭作業	一般粉じんの処理装置の種類・型式	装置 式 型	
	集じん機効率(%)	%	
	送風機の原動機出力(kW)	kW	
窯出し作業	一般粉じんの処理装置の種類・型式	装置 式 型	
	集じん機効率(%)	%	
	送風機の原動機出力(kW)	kW	
消火作業	一般粉じんの処理装置の種類・型式	装置 式 型	
参考事項			

- 備考 1 設置届出の場合には着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、使用届出の場合には設置年月日の欄に、変更届出の場合には設置年月日、着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、それぞれ記載すること。
- 2 参考事項の欄には、ガイド車の走行する炉床の強度、ガイド車の軌条の幅員等について記載すること。
- 3 一般粉じん発生施設及び一般粉じんの処理又は防止のための装置(フードを含む。)の構造とその主要寸法を記入した概要図を添付すること。

## 別紙 2

## 一般粉じん発生施設（堆積場）の構造並びに使用及び管理の方法

工場又は事業場における施設番号		2		
名称及び型式		円形野積方式		
設置年月日		年 月 日	年 月 日	
着手予定年月日		年 月 日	年 月 日	
使用開始予定年月日		年 月 日	年 月 日	
規模	面積 (m <sup>2</sup> )	m <sup>2</sup>		
	堆積能力 (t)	t		
堆積物の種類、性状及び通常の間延べ堆積量 (t/年)		川砂 t/年		
使用 及び 処理 の 方法	堆積場がその中に設置されている建築物の概要			
	散 水	装置の種類・型式・基数	スプリンクラー2基	
		装置の能力 (m <sup>3</sup> /h)	2 m <sup>3</sup> /h	
		散水の方法	受け入れの都度	
	防じんカバーの設置状況		ビニールシート	
	薬液 散布	薬液の種類・名称		
		装置の種類・型式・基数		
		装置の能力 (m <sup>3</sup> /h)		
		散布の方法		
	締 固 め	装置の種類・型式	ブルドーザー 型	
方 法		転圧 1回/日		
そ の 他	方 法			

- 備考 1 設置届出の場合には、着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、使用届出の場合には設置年月日の欄に、変更届出の場合には設置年月日、着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、それぞれ記載すること。
- 2 堆積物の種類、性状及び通常の間延べ堆積量の欄には比重、粒度、水分値の既数及び通常の間延べ堆積量について記載すること。
- 3 散水の方法、薬液散布の方法、締固めの方法及びその他の方法の欄には、実施の量（たとえば散水の場合は水量 L/t）、実施頻度等を記載すること。
- 4 その他の欄には、散水等と同等以上の効果を有する措置について記載すること。
- 5 一般粉じん発生施設及び一般粉じんの飛散防止のための装置の構造とその主要寸法を記入した概要図を添付すること。

## 別紙 3

## 一般粉じん発生施設（コンベア）の構造並びに使用及び管理の方法

工場又は事業場における施設番号		3		
名称及び型式		ベルトコンベア		
設置年月日		年 月 日	年 月 日	
着手予定年月日		年 月 日	年 月 日	
使用開始予定年月日		年 月 日	年 月 日	
規模	ベルト幅（cm）又はバケット内容積（ $m^3$ ）	cm		
	単基の長さ（m）×基数	m × 基		
	ベルト又はバケットの速度（m/分）	m / 分		
	運搬能力（t/h）	t / h		
運搬物の種類、性状及び通常の月間運搬量（t/h）		川砂 t/h (5h/日、20日/月)		
使用及び管理の方法	コンベアがその中に設置されている建築物の概要			
	集じん機	集じん機の種類・型式		
		集じん機効率（%）		
		送風機の原動機出力（kW）		
	ん機水	装置の種類・型式	スプリンクラー	
		装置の能力（ $m^3/h$ ）	$m^3/h$	
		運搬量当たり散水量（L/t）	L/t	
	防じんカバーの設置状況		鉄板製フード	
	その他	方 法		

- 備考 1 設置届出の場合には、着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、使用届出の場合には設置年月日の欄に、変更届出の場合には設置年月日、着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、それぞれ記載すること。
- 2 その他の欄には、散水等と同等以上の効果を有する措置について記載すること。
- 3 一般粉じん発生施設及び一般粉じんの飛散防止のための装置（フードを含む）の構造とその主要寸法を記入した概要図を添付すること。

該当しないものを線で消してください

別紙 4

一般粉じん発生施設（~~破碎機、摩砕機、ふるい~~）の構造並びに使用及び管理の方法

工場又は事業場における施設番号		4	
名称及び型式		ふるい トロンメル	
設置年月日		年 月 日	年 月 日
着手予定年月日		年 月 日	年 月 日
使用開始予定年月日		年 月 日	年 月 日
規模	原動機の定格出力(kW)	kW	
	処理能力(t/h)	t/h	
処理対象物の種類及び通常の間月間処理量 (通常) (t/月)		土石 t/月	
使用 及 び 管 理 の 方 法	破碎機、摩砕機又はふるいがその中に設置されている建築物の概要		鉄骨スレート葺建屋
	集 じ ん 機	集じん機の種類・型式	バグフィルター 型
		集じん機効率(%)	%
		送風機の原動機出力(kW)	kW
	ん 機 水	装置の種類・型式	
		装置の能力(m <sup>3</sup> /h)	
		処理量当たり散水量(L/t)	
防じんカバーの設置状況			
その他	方 法		

- 備考 1 設置届出の場合には、着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、使用届出の場合には設置年月日の欄に、変更届出の場合には設置年月日、着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、それぞれ記載すること。
- 2 その他の欄には、散水等と同等以上の効果を有する措置について記載すること。
- 3 一般粉じん発生施設及び一般粉じんの飛散防止のための装置（フードを含む。）の構造とその主要寸法を記入した概要図を添付すること。

# < 記載例（市条例） >

様式 9

## 一般粉じん発生施設設置（~~使用・変更~~）届

（あて先）札幌市長

該当しないものを線で消してください

平成 年 月 日

~~〒100 - 0000~~

届出者 住所 東京都千代田区霞ヶ関 丁目 番号  
氏名 株式会社かんきょう 代表取締役 環境花江  
(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

電話番号 03 - -

〒060 - 0000

札幌市中央区北1条西2丁目 番号

押印不要

株式会社かんきょう 札幌支店 支店長 札幌みどり

011 - -

支店長、工場長などの代理者に届出を行わせる場合は、上段に代表者、下段に代理者を記載してください。（この場合は委任状が必要です）

該当しないものを線で消してください。

札幌市生活環境の確保に関する条例第45条第1項（~~第46条第1項・第47条第1項~~）の規定により、一般粉じん発生施設の設置（~~使用・変更~~）について、次のとおり届け出ます。

該当しないものを線で消してください。

工場等の名称	株式会社かんきょう 札幌工場		
工場等の所在地	札幌市中央区北1条西2丁目 番号		
一般粉じん発生施設の種別	土石の堆積場		
一般粉じん発生施設の構造並びに使用及び管理の方法	別紙のとおり		
※ 整理番号		※受理年月日	年 月 日
※ 工場等番号		※審査結果	
※ 備考			

注1 変更の届出の場合には、変更のある部分について、変更前及び変更後の内容を対照させてください。

2 ※印の欄には記入しないでください。

備考 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。

一般粉じん発生施設の構造並びに使用及び管理の方法

当該事業場等における施設番号を通し番号で記載してください。

工場等における施設の番号		1		
名称		堆積場		
設置年月日		年 月 日		
使用開始予定年月日		年 月 日		
模規	面積(m <sup>2</sup> )	m <sup>2</sup>		
	堆積能力(t)	t		
堆積物の種類		川砂		
使用及び管理の方法	堆積場がその中に設置されている建築物の概要		鉄骨スレート葺建屋	
	散水	装置の種類・型式・基数	スプリンクラー製 2基	
		装置の能力(m <sup>3</sup> /h)	2 m <sup>3</sup> /h	
		散水の方法	受け入れの都度	
	防じんカバーの設置状況		鉄板製フード	
	薬液散布	薬液の種類・名称		
		装置の種類・型式・基数		
		装置の能力(m <sup>3</sup> /h)		
		散布の方法		
	締固め	装置の種類・型式	ブルドーザー 型	
方法		転圧 1回/日		
その他	方法			

使用届出時のみ記載してください。

- 注1 設置年月日の欄は、条例第46条第1項の届出の場合及び条例第47条第1項の届出の場合に記入してください。
- 2 使用開始予定年月日の欄は条例第45条第1項の届出の場合及び条例第47条第1項の届出の場合に記入してください。
- 3 散水の方法、薬液散布の方法、締固めの方法及びその他の方法の欄には、実施の量（たとえば散水の場合は水量ℓ/t）、実施頻度等を記入してください。
- 4 その他の欄には、散水等と同等以上の効果を有する措置について記入してください。

# < 記載例 (道条例) >

別記第2号様式

該当しないものを線で消してください

## 粉じん発生施設設置 (使用・変更) 届出書

平成 年 月 日

(あて先) 札幌市長

〒100-0000

届出者 住所 東京都千代田区霞ヶ関 丁目 番号

氏名 株式会社かんきょう 代表取締役 環 培 花 江

03 - -

〒060-0000

札幌市中央区北1条西2丁目 番号

株式会社かんきょう 札幌支店 支店長 札幌みどり

011 - -

支店長、工場長などの代理者に届出を行わせる場合は、上段に代表者、下段に代理者を記載してください。(この場合は委任状が必要です。また押印は代理者が行ってください。)

代表者(代理者)印を使用してください。(丸印)(会社印ではありません)

該当しないものを線で消してください



北海道公害防止条例第25条 (~~第26条、第27条~~)の規定により、粉じん発生施設について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称	株式会社かんきょう 札幌工場	※受理年月日	年 月 日
工場又は事業場の所在地	札幌市中央区北1条 西2丁目 番号	※整理番号	
資本金額又は 出資金額	円	※工場・事業場番号	
就業者数	人	※審査結果	
業種	生コンクリート製造業	粉じん発生施設の種類	第2項ベルトコンベア
敷地面積(建築面積)	m <sup>2</sup> ( m <sup>2</sup> )	粉じん発生施設の構造・使用及び管理の方法並びに粉じんの処理の方法	別紙のとおり。
用途地域	<input type="checkbox"/> 工専、 <input checked="" type="checkbox"/> 工業 <input type="checkbox"/> 準工業 <input type="checkbox"/> 商業 <input type="checkbox"/> その他( )	公害防止管理者	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無
主要製品名	生コンクリート	用途地域が不明な場合はお問い合わせ下さい。	
操業期間	通年		
作業期間	通年		
公害防止担当部課 (責任者氏名)	環境課 ( )		

- 備考
- 粉じん発生施設の種類欄には、北海道公害防止条例施行規則別表第2に掲げる該当の番号及び名称を記載すること。
  - 変更届出の場合は、変更のある部分について変更前及び変更後の内容を対照させること。
  - ※印の欄には、記載しないこと。
  - 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本工業規格A4とすること。
  - 氏名欄(名称及び代表者氏名)に署名した場合、押印を省略できます。

別紙

粉じん発生施設の構造、使用及び管理の方法並びに粉じんの処理の方法

当該事業場等における施設番号を通し番号で記載してください。

使用届出時のみ記載してください。

工場又は事業場における施設番号		1		
名称及び型式		製 型		
設置年月日		年 月 日	年 月 日	
着手予定年月日		年 月 日	年 月 日	
使用開始予定年月日		年 月 日	年 月 日	
規模	面積 (m <sup>2</sup> )			
	ベルト幅 (cm) 又はバケット内容	cm		
	原動機の定格出力 (kW)	kW		
	原材料の処理能力 (t/日)	t/日		
使用状況	1日の使用時間及び使用回数等	9時～17時 8時間/回 1回/日 20日/月	時～ 時 時間/回 回/日 日/月	
	季節変動の有無	作業期間: 4月～11月		
	原材料の種類	骨材		
	原材料の処理量 (t/月)	t/月		
処理の方法	集じん機	集じん機の種類・型式		
		集じん機効率 (%)	処理前	処理前
			処理後	処理後
	送排風機	送排風機の能力 (m <sup>3</sup> <sub>N</sub> /分)		
	水	装置の種類・型式	スプリンクラー	
		装置の能力 (m <sup>3</sup> /h)	m <sup>3</sup> /h	
		処理量当たり散水量 (L/t)	L/t	
防じんカバー	防じんカバーの設置状況	鉄板製フード		
その他	方 法			
参 考 事 項				
添付書類 1 工場又は事業場及びその付近の見取図 2 粉じん発生施設の設置場所及び粉じん処理施設又は粉じんの飛散を防止するための施設の設置場所を示す図面 3 粉じんの発生及び粉じんの処理に係る操業の系統の概要を説明する書類				
備考 処理の方法のその他の欄には、薬液散布、締め固めと記入すること。				